

《 ハートフル住まいる補助金 》

補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額です。

一般リフォーム

※ 工事の着工前に申請して下さい。

『 永く住まいる（住宅改修）補助金 』

- 対象者 自らが居住する住宅の改修工事を行う、市税の滞納がない方
※ 補助の回数は同一の住宅に1回までです。

- 補助対象 市が指定する50万円以上の下記工事

- 基礎、土台、梁又は柱の改修工事
- 筋交い、火打ち等による構造補強工事
- 外壁、屋根等の改修工事、または塗装工事
- 世帯構成の変更等に伴う増築、改築、間取りの変更等の改修工事
- 断熱改修工事
- 給排水管の劣化改修工事
- ユニットバス設置工事
- 内装仕上材の取替工事および設備機器設置工事
【中古住宅購入後(登記後1年以内)に行う改修工事の場合対象】
- 耐震改修工事
- 擁壁改修工事
(個人所有の住宅用の土地に築造された高さ1.5m以上のもの)



注意！
対象とならない工事があります!!

- 内装仕上材のみを取り替える工事
(フローリング、畳、クロス、石膏ボード等)
- 設備機器設置工事
(給湯機、暖房機、システムキッチン
空調システム等)

- 補助額 (1,000円未満の端数は切り捨てます)

- ◆ 地元企業を利用 工事費の20% (上限額40万円、耐震改修の場合は50万円)
工事費の20% (上限額60万円、耐震改修の場合は70万円) ※1
- ◇ 市外企業を利用 工事費の10% (上限額20万円、耐震改修の場合は30万円)
工事費の10% (上限額30万円、耐震改修の場合は40万円) ※1
- ◆ 擁壁改修工事 工事費の30% (上限額200万円)

※1：中古住宅購入後(登記後1年以内)に改修工事を行う場合

※高齢者等安心住まいる(住宅改修)補助金とは併用できません。